

競争入札参加資格者における市内業者認定基準

(目的)

第1条 この認定基準は、深川市の入札参加資格者名簿に登載された者のうち、市内業者として認定するに当たり、必要な要件を明確にすることにより、深川市財務規則(昭和63年深川市規則第8号)及び深川市一般競争入札要綱(平成19年深川市訓令第5号)に基づく参加資格を適正に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 この認定基準において「市内業者」とは、次の人的要件及び物的設備要件を満たし、かつ、市税(法人市民税)の申告者であること。

(人的施設要件)

第3条 市内業者として認定するに当たっての人的要件は、次に掲げるものとする。

(1) 工事における市内業者の要件

ア 市内に本社を有していること。

イ 市内に建設業法第3条で規定する支店等を有し、専任技術職員1名を含め、常勤職員を2名以上配置していること。

(2) 工事以外における市内業者の要件は次のいずれかに該当すること。

ア 市内に本社を有していること。

イ 測量、設計コンサルタント等業務に係る支店等にあつては、申請業種のいずれかに該当する技術者又は資格者1名を含め常勤職員2名以上配置していること。

ウ その他業務委託や物品等に係る支店等にあつては、責任者1名を含め常勤職員を2名以上配置していること。

(物的設備要件)

第4条 市内業者として認定するに当たっての物的設備要件は次に掲げるものとする。

(1) 事務等を執り行える場所を有し、事務用什器(机、イス等)や事務用機器(電話、ファックス等の通信機器、複写機等)が具備されているとともに、事務所の所在を明らかにした看板が表示されていること。

(2) 常時連絡がとれる体制となっていること。なお、常時不在転送電話になっている状態及び単なる取次ぎや事務連絡所並びに作業所等ではないこと。

(適用の時期)

第5条 この要件は、平成19・20年度競争入札参加資格者から適用する。